

◎佐賀県条例第29号

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後							
<p>目次 第1章 略 第1章の2 都市公園の設置（第2条－<u>第2条の2</u>） 第2章～第4章 略 附則 （公園施設の建築面積の基準） <b>第2条の2</b> 法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）の建築面積に係る法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第6条第2項から<u>第5項</u>までに定める範囲をもってその範囲とする。</p> <p>（使用料等） <b>第9条 略</b> 2 吉野ヶ里歴史公園に入園しようとする者は、別表第3に掲げる額の普通入園料又は年間入園料を納付しなければならない。</p> <p>3・4 略 別表第3（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 1262 1099 1342"> <tr> <td>区分</td> <td>普通入園料（1人1回につき）</td> <td>年間入園料（1人1年</td> </tr> </table>	区分	普通入園料（1人1回につき）	年間入園料（1人1年	<p>目次 第1章 略 第1章の2 都市公園の設置（第2条－<u>第2条の3</u>） 第2章～第4章 略 附則 （公園施設の建築面積等の基準） <b>第2条の2</b> 法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）の建築面積に係る法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第6条第2項から<u>第6項</u>までに定める範囲をもってその範囲とする。 <b>第2条の3</b> 都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、<u>100分の50とする。</u></p> <p>（使用料等） <b>第9条 略</b> 2 吉野ヶ里歴史公園に入園しようとする者は、別表第3に掲げる額の普通入園料、<u>2日間入園料</u>又は年間入園料を納付しなければならない。</p> <p>3・4 略 別表第3（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1171 1262 2022 1342"> <tr> <td>区分</td> <td>普通入園料（1人1回に</td> <td><u>2日間入園料</u>（1人連続す</td> <td>年間入園料（1人1年</td> </tr> </table>	区分	普通入園料（1人1回に	<u>2日間入園料</u> （1人連続す	年間入園料（1人1年
区分	普通入園料（1人1回につき）	年間入園料（1人1年						
区分	普通入園料（1人1回に	<u>2日間入園料</u> （1人連続す	年間入園料（1人1年					

改正前				改正後					
			間につき)		つき)		る2日間につ き)		間につき)
	個人	団体	個人		個人	団体	個人	団体	個人
小学校（義務教育 学校の前期課程を 含む。以下同じ。） 児童 中学校（義務教育 学校の後期課程を 含む。以下同じ。） 生徒	40円	20円	400円	15歳以上65歳未満 の者（中学校卒業 前の者又はこれに 相当する者を除く。）	230円	140円	250円	170円	2,300円
65歳以上の者	100円	100円	1,000円	65歳以上の者	100円	100円	120円	120円	1,000円
上記に掲げる者以 外の者	210円	140円	2,100円						
備考 1 略 2 <u>上記に掲げる者以外の者とは、小学校児童、中学校生徒、 65歳以上の者及び就学前の者以外の者をいう。</u> 3 略				備考 1 略  2 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条及び別表第3の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。